

論文審査の要旨  
Summary of Dissertation Review

博士の専攻分野の名称 Degree	博 士 (学術)	氏名 Author	何 妨 容
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目 Title of Dissertation  要介護高齢者夫婦と介護保険制度—共同生活維持のための生活支援に関する考察—			
論文審査担当者 Dissertation Committee Members			
主 査 Committee Chair	教授 吉田 修	印 Seal	
審査委員 Committee Member	教授 小池聖一		
審査委員 Committee Member	教授 江頭大藏 (人間社会科学研究科)		
審査委員 Committee Member	教授 森邊成一 (人間社会科学研究科)		
審査委員 Committee Member	教授 川野徳幸		
〔論文審査の要旨〕 Summary of Dissertation Review			
<p>本論文は、日本の介護保険制度について、高齢者、特に要介護者を含む高齢者夫婦の生活実態と制度が想定する要介護高齢者の生活様式との間の隔たりを、後者の由来の踏査と前者の聞き取り調査とによって具体的に明らかにし、制度の今後の改善すべき方向性について考察するものである。全体は6章からなり、序章「高齢者夫婦世帯と介護保険制度」では先行研究の成果と限界を踏まえた問題提起と本研究の方法を、第一章「『共同生活』に即していない『介護の社会化』」では、日本の介護保険制度が公的医療保険制度をモデルに「介護費用の社会化」として、かつ要介護者が同居する子世代によって介護されることを想定して設計され、高齢者夫婦のみの世帯が増え介護者も高齢配偶者であるという実態と乖離していることを明らかにする。第二章「『介護費用の社会化』による生活支援サービスの制約」では、前章で示した想定と実態との乖離が拡大する中で、利用が集中する生活支援サービスを政府が介護保険サービスから次第に切り離してゆき、その結果、要介護者を含む高齢者のみ世帯の居宅での共同生活が難しくなっていること、この困難に、ケアマネジャーの介護保険サービスを越えた業務拡大とその中での福祉サービスなど非介護保険サービスの組合せをケアプランに組み込むことなどでかろうじて対処していることなどを示す。第三章「高齢者夫婦の共同生活の実態」では、介護配偶者が男性の場合、女性の場合、夫婦が協力して対処しようとしている場合の3つの調査事例について、ケアマネジャーの工夫を具体的に検討し、その可能性と限界を明らかにする。第四章「現行制度における『介護の社会化』の限界—ケアプラン作成の制約を通じて」では、保険者である市町村も国が設定する制約の中で財政破綻を来たさないような運営を行うことなど、制度の持つ矛盾をケアマネジャーの工夫は乗り越えることができず、高齢配偶者による「介護の無償化」が生じていることを明らかにする。終章「介護保険制度の限界と提言」では、第四章までの議論を整理するとともに、本論文が、親密な夫婦間の関係性を包摂する「介護の社会化」が行われなければ、その親密な関係性ゆえに高齢者夫婦のみ世帯においては配偶者による「介護の無償化」が進んでいくことに警鐘を鳴らし、提言として要介護者個人ではなく、要介護者を含む高齢者夫婦を介護保険制度の対象者とすべきことを説く。</p>			

以上の議論に対し、これらは行政的課題として捉えようとしているのか、保険制度の問題として考えているのか、あるいはケアマネジャーの問題として考えているのか、という疑問が審査委員から出されたが、最終的には「介護の社会化」のあり方を問うものであると回答された。そのほか、提言への中段階をどうするのか、保険方式でない場合の代替案は何が考えられるか、などと言った詳細に関する質問には、著者は適切に回答した。

以上の審議を通じて審査委員は、本論文は日本の介護保険制度の今日的問題点を深くえぐり取る貴重な、かつ独創性のある研究であり、学術的価値も実践的価値も高いと評価した。

以上、審査の結果、本審査委員会委員は全員一致して、本論文が著者に博士（学術）の学位を授与するに十分な価値があるものと認めた。